

川崎市男女共同参画センター管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理運営について、川崎市男女共同参画センター条例(平成11年川崎市条例第10号。以下「条例」という。)及び川崎市男女共同参画センター条例施行規則(平成11年川崎市規則第75号。以下「規則」という。)で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(申請等の受付時間)

第2条 条例及び規則に基づく利用の申請及び届出の受付時間は、次に定めるとおりとする。

- (1)会議室、研修室、多目的室又は楽屋にあっては、開館日の午前8時30分から午後7時までとする。ただし、川崎市公共施設利用予約システム(以下「予約システム」という。)を利用する場合にあっては、別に定めるところによる。
- (2)ホールにあっては、開館日の午前9時から午後7時までとする。ただし、利用日の属する月の12月前の月の初日については、午前10時から午後7時までとする。
- (3)第1号の規定にかかわらず、ホールの利用と併せて、同時に申請及び届出する会議室、研修室、多目的室又は楽屋にあっては、前号の規定を準用する。

(申請の受付順位)

第3条 利用許可申請の受付順位は、申請順とする。この場合において、申請が同時の場合は、センターの設置目的に沿って利用するものを優先し、その他の利用の場合は抽選による。ただし、予約システムを利用する場合にあっては、別に定めるところによる。

(申請の期間)

第4条 規則第7条第2項ただし書に規定する条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が特別の理由があると認めるときの利用の申請の期間は、別表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表中欄に掲げる場合における同表右欄に定める期間とする。

(利用料金の減免)

第5条 条例第10条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、ホールを練習、準備等のために利用する場合にあっては、第2号から第4号までの規定は、適用しない。

- (1)市がセンターの設置目的に沿って利用し、若しくは青少年の主体的な舞台芸術の活動の促進に寄与することを目的として、ホール又は楽屋を利用する場合 利用料金の全額
 - (2)国若しくは他の地方公共団体又は他の地方公共団体が設置した男女共同参画若しくは女性のための総合的な施設を運営する団体がセンターの設置目的に沿って利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
 - (3)労働者の能力発揮及び職業生活の安定等に寄与することを目的とする独立行政法人、特別民間法人、公益法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に定める特定非営利活動法人その他これに準ずる団体がセンターの設置目的に沿って利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
 - (4)学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は市に登録している青少年団体若しくは青少年育成団体が青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として、ホールを利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
- 2 指定管理者は、市の共催を受けて実施する事業においてセンターの設置目的に沿って利用する場合又は指定管理者が特別の理由があると認めるときの利用料金の減免については、当該事業の態様を勘案し、その都度市長と協議の上決定するものとする。
- 3 指定管理者は、前2項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(営利利用の制限)

第6条 会議室、研修室、多目的室又は楽屋については、営利を目的とした利用は許可しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

(1)物品の販売等

- ア 研修会、講習会等の教材又は参考資料等の書籍、CD等の物品類であること。
- イ 催事の講師、出演者等に関するものであること。

(2)入場料金等を徴する催事

- ア 主催者が会員のために催すものであること。
- イ 入場料金等は、他に比較して高額でないこと。

(特別利用の承認)

第7条 前条ただし書の規定により物品の販売等をし、又は入場料金等を徴する催事をしようとする者は、指定管理

者に趣意書を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

(利用時間)

第8条 条例別表の1に定める利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含めるものとする。

(利用時間の延長)

第9条 利用許可の時間を超えて利用することができる場合は、利用時間区分の直後に利用者がいないとき又は管理上支障がないときに限り認めるものとする。

(利用期間等の制限)

第10条 規則第12条に規定する同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数は、原則として次に定めるとおりとする。ただし、施設の利用状況に応じて利用可能なとき又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 同一利用者が連続して同一施設を利用する期間 4日を限度

(2) 1月以内に施設等を利用する申請の回数 4回以内

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱別表ホールの項の規定は、この要綱(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の日以後に申請のあったものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

施設名	区 分	提出の期間
会議室・研修室・多目的室	市がセンターの設置目的に沿って利用する場合	利用しようとする日(引き続き2日以上利用しようとする場合は、その最初の日。以下同じ。)前1年以内
	市の共催又は後援を受けて実施する事業においてセンターの設置目的に沿って利用する場合	
	市が利用する場合	利用しようとする日前6月以内
	市の共催又は後援を受けて実施する事業において利用する場合	
ホール	市がセンターの設置目的に沿って利用する場合、又は青少年の主体的な舞台芸術の活動の促進に寄与することを目的として利用する場合	利用しようとする日前18月以内
	市の共催又は後援を受けて実施する事業においてセンターの設置目的に沿って利用する場合	
	学校教育法に定める市内の学校、専修学校若しくは各種学校又は市に登録している青少年団体若しくは青少年育成団体が青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として利用する場合	利用しようとする日前15月以内
	市が利用する場合	利用しようとする日前14月以内
市の共催又は後援を受けて実施する事業において利用する場合		

備考 ホールの利用と併せて、会議室、研修室、多目的室又は楽屋を利用しようとする場合、ホールと同じ期間に提出することができる。